

CC1-5102-2(7)

酒 類 製 造 免 許 条 件 緩 和 ・ 解 除 申 出 書 (G) チェック表 (製造する酒類の範囲)

《製造免許申請書次葉及び添付書類》

必要書類	確認事項	備考	確認
製造免許申請書次葉4 「製造場の設備の状況」	製造場の設備について、全て記載されているか	注1 注4	
製造免許申請書次葉5 「事業の概要」 「収支の見込み」 「所要資金の額及び調達方法」	- 原料の入手状況等が記載されているか - 法定製造数量を超えているか - 事業規模に沿ったもくろみ書が作成されているか (「所要資金の額及び調達方法」については記載する必要はありません)		
酒類製造免許の免許要件 誓約書(酒税法10条の規定に該当しない旨)	誓約すべき者の漏れ(例えば、法人の監査役など)はないか	注2 注4	
地方税の納税証明書	- 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書(未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明)をそれぞれ添付しているか - 法人については、証明事項に「特別法人事業税」を含めているか	注3	
その他参考となるべき書類		注5	

※「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印(提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引く。)を記載する。

- (注) 1 製造免許申請書次葉4については、既存の製造設備に異動がない場合には添付を省略することができる。
- 2 申出者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができる。
- 3 申出者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたもの。
- 4 製造する酒類の範囲について条件が付されているビール、甘味果実酒、スピリッツ、リキュール及び発泡酒の製造免許を受けている者が、当該条件についての条件緩和若しくは解除の申出を行う場合には添付を省略することができる。
- 5 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。